

会員各位

2025年 5月 8日
松井建設株式会社
中央安全衛生委員会
災害防止協力会 本部

労働安全衛生規則の一部改正および 熱中症予防対策の徹底について

令和7年4月15日に労働安全衛生規則の一部が改正(令和7年6月1日施行)され、熱中症対策が強化されます。

本改正により、事業者に対して熱中症の「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」が罰則付きで義務付けられます。

つきましては下記事項について作業所ならびに関係部署に周知徹底願います。

尚、厚生労働省主唱の「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」は、例年通り5月1日～9月30日までとなっておりますので併せて実施願います。

記

熱中症予防に関する労働安全衛生規則の主な改正内容

- 1) 作業所ごとに迅速に報告する体制を整備し、関係作業員へ周知する。
 - ・熱中症の自覚症状がある作業員がその旨を報告する体制(連絡先や担当者)を定める。
 - ・熱中症のおそれがある作業員を見つけた者が報告する体制(連絡先や担当者)を定める。
- 2) 熱中症の悪化を防止するため、以下についての実施手順を定め、関係作業員に対して周知する。
 - ・作業からの離脱
 - ・身体の冷却
 - ・必要に応じて医師の診察又は処置
 - ・作業所における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

上記については、「WBGT 28度以上又は気温 31度以上の作業所において、継続1時間以上又は1日4時間を超えて作業が行われることが見込まれる場合は適用」されます。

別添の「熱中症対処の実施手順」を定めたポスターを活用願います。

<参考>

厚生労働省

・[令和7年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要項](#)

以上